

化管法見直し合同会合中間取りまとめ(概要)

見直し検討の背景

○施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨が規定

○中環審と産構審の合同会合により、見直し審議

化管法の役割と施行状況

○事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進

○PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり

○MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着

○現行の役割を維持することが適当

PRTR制度に関する課題と方向性

【方向性1】〈施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化〉

I. 対象物質の見直し

・GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用

II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

・建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

III. 届出事項の追加

・廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加

IV. 排出量の把握手法や推計手法の改善

・算出マニュアルの継続的改善を実施

V. 未届出事業者に対する対応

・悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

【方向性2】〈PRTRデータの多面的利用の促進〉

I. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更

II. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供

・地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
・事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

MSDS制度に関する課題と方向性

I. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用

II. GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

I. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化

II. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化

III. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援

IV. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

さらに化審法を中心に審議を行い、必要に応じて両法の一体的な改正を指向